

報道関係者 各位

令和2年6月30日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

課長 上野 諭

主任監察監督官 伊藤 達夫

(電話) 024(536)4602

## 福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（平成31年、令和元年）を公表します

福島労働局（局長 岩瀬 信也）では、平成31年1月から令和元年12月までに、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

### ◆ 監督指導結果のポイント

上記①～④のいずれの作業についても、安全・衛生関係の違反のうち作業現場での違反（※1）事業場の割合は低い一方で、労務管理関係の違反事業場の割合が高い状況がみられる。

#### 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

**325 事業場**

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

**188 事業場 (57.8%)**

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に係る違反事業場数

**16 事業場 ( 5.0%)**

・労務管理関係の違反事業場数

**148 事業場 (45.5%)**

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	<u>131 事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	<u>90 事業場 (68.7%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に係る違反事業場数	<u>32 事業場 (24.4%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>40 事業場 (30.5%)</u>

## 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬

監督指導実施事業場数	<u>207 事業場</u>
・うち、労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数	<u>138 事業場 (66.7%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に係る違反事業場数	<u>28 事業場 (13.5%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>84 事業場 (40.6%)</u>

## 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	<u>139 事業場</u>
・うち、労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数	<u>92 事業場 (66.2%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に係る違反事業場数	<u>7 事業場 ( 5.0%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>56 事業場 (40.3%)</u>

※1 「現場における安全衛生関係の措置に係る違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。

※2 「現場における安全衛生関係の措置違反事業場数」「労務管理関係」の違反事業場数には、それぞれに同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数」とは一致しない。

## 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

### ◆ 監督指導結果からみえる傾向（11 頁及び 16 頁、17 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低い。
- ② 健康管理関係については、違反事業場が一定割合認められ、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握及び電離健康診断結果の報告に係る違反事業場が一定数みられる。
- ③ 労務管理関係については、違反事業場の割合が高く、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、賃金台帳の調製、時間外労働、労働条件の明示に係る違反事業場が多くみられる。

### ◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低いものの、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に係る違反事業場が一定数みられるが、これは長時間労働を行った労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出は失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械の用途外使用	指導内容 クレーン機能付きの車両系建設機械であるドラグショベルでの作業を行っていた際、クレーン機能を使用せず、掘削機能を使用しバケットの上に荷を乗せて運搬していたことから、クレーン機能に切り替えた上で荷を運搬するよう指導を行った（安衛則第 164 条）。
	●墜落防止設備の原状回復	指導内容 作業の必要上、臨時に足場の手すりを取り外したが、その作業を終えた後も、手すりを元に戻さず墜落の危険があったことから、原状に復すよう指導を行った（安衛則第 563 条）
② 健康管理関係	●医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 法令に基づく医師による面接指導を実施するため、労働時間の状況を把握する必要があるが、これを行っていなかったことから、タイムカードによる記録等客観的な方法その他の適切な方法により把握するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 8 の 3）。
③ 労務管理関係	●割増賃金の基礎に含むべき賃金 ●就業規則の必要記載事項	指導内容 労働者に支給している手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、かつ、当該手当について就業規則に記載していなかったことから、不足分の割増賃金を支払うことと、就業規則の変更及び変更後の届出について指導を行った（労基法第 37 条、第 89 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に当該違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。
	●注文者の講ずべき措置	指導内容 請負人の労働者に足場を使用させる際、作業の必要上、臨時に取り外した手すりについて、作業を終えた後も元に戻さぬまま使用させていたことから、措置を講じるよう注文者である元方事業者に指導を行った（安衛法第 31 条、安衛則第 655 条）。

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

### ◆ 監督指導結果からみえる傾向（12 頁及び 18 頁、19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場が一定割合認められ、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染電離則」という。）の作業場所の事前調査に係る違反事業場が一定数みられる。
- ② 健康管理関係については、違反事業場が一定割合認められ、電離健康診断結果の報告に係る違反事業場が一定数みられる。
- ③ 労務管理関係については、違反事業場が一定割合認められ、時間外労働、賃金台帳の調製に係る違反事業場が多くみられる。

### ◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。特に、違反事業場数が最も多い除染電離則の作業場所の事前調査については、電離放射線の被ばく防止のため重要な措置であり、確実に調査を行うよう指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	● 土壌の放射線濃度の事前調査	指導内容 除染等業務に係る除去対象土壌の放射能濃度を調査していなかったことから、当該土壌の放射能濃度を調査し、その結果を記録しておくよう指導を行った（除染電離則第 7 条）。
	● はい作業主任者の選任	指導内容 荷役機械の運転者以外に、高さ 2 メートル以上に積まれた除去土壌等の入ったフレコンバックのはい付け・はい崩しの作業を行わせていたにもかかわらず、はい作業主任者を選任していなかったことから、はい作業主任者を選任し、職務を行わせるよう指導を行った（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）。
② 健康管理関係	● 除染等電離放射線健康診断結果の労働基準監督署への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の除染等電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った（除染電離則第 24 条）。
③ 労務管理関係	● 時間外労働	指導内容 時間外労働に関する協定（36 協定）を締結することなく、法定労働時間を超えて労働させていたことから、同協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出るよう指導を行った（労基法第 32 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	● 元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に当該違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬

#### ◆ 監督指導結果からみえる傾向（13 頁、14 頁及び 20 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低い。
- ② 健康管理関係については、違反事業場の割合は低い。
- ③ 労務管理関係については、違反事業場の割合が高く、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、時間外労働に係る違反事業場が多くみられる。

#### ◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低いものの、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、違反事業場の割合は低いものの、一般健康診断の実施結果についての医師の意見聴取は、労働者の健康確保のためには重要な措置であることから、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	● 運転位置から離れる場合の措置	指導内容 車両系建設機械であるドラグショベルの運転手が運転位置から離れるときに、バケットを地上に下ろしていなかったことから、運転位置から離れる場合の措置を講じるよう指導を行った（安衛則第 160 条）。
	● 墜落防止措置	指導内容 除染土壌等が入ったフレコンバッグ上で作業を行わせる際、高さが 2 メートルを超えているにもかかわらず、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかったため、そこに墜落防止措置を講じるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
② 健康管理関係	● 一般健康診断についての医師の意見聴取	指導内容 一般健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等から意見聴取を行っていなかったことから、意見を聴取するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 4）。
③ 労務管理関係	● 賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に賃金計算期間や労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	● トラック運転者の連続運転時間	指導内容 トラック運転者の連続運転時間が 4 時間を超えていたことから、休憩時間を与える等により連続 4 時間を超えることがないように指導を行った（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	● 元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に当該違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。
	● 注文者の講ずべき措置	指導内容 高さ 2 メートル以上の建設物の作業床において、墜落防止措置を講じないまま請負人の労働者に使用させたことから、措置を講じるよう注文者である元方事業者に指導を行った（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条）。



#### 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

##### ◆ 監督指導結果からみえる傾向（15 頁及び 20 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低い。
- ② 健康管理関係については、違反事業場が一定割合認められ、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握及び電離健康診断結果の報告に係る違反事業場が一定数みられる。
- ③ 労務管理関係については、違反事業場の割合は高く、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、時間外労働に係る違反事業場が多くみられる。

##### ◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低いものの、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に係る違反事業場が一定数みられるが、これは長時間労働を行った労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出は失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●フォークリフトの不具合の補修等	指導内容 フォークリフトの定期自主検査の結果、異状を認めたにもかかわらず、補修等を行っていなかったことから、直ちに必要な措置を講じるよう是正するよう指導を行った（安衛則第 151 条の 26）。
	●足場の最大積載荷重の表示	指導内容 移動式足場の最大積載荷重を周知していなかったため、表示して労働者に周知するよう指導を行った（安衛則第 562 条）。
② 健康管理関係	●電離放射線健康診断結果の労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該結果報告書を所轄労働基準監督署長へ提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った（電離則第 58 条）。
③ 労務管理関係	●労働条件の明示	指導内容 労働契約締結時において、賃金等の労働条件について口頭のみで労働者に伝えていたことから、書面を交付するよう指導を行った（労基法第 15 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者当該違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。
	●注文者の講ずべき措置	指導内容 請負人の労働者に移動式足場を使用させる際、最大積載量荷重を表示していなかったことから、必要な措置を講じるよう注文者である元方事業者に指導を行った（安衛法第 31 条、安衛則第 655 条）。

## 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成31年、令和元年）

＜表1-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
フォークリフトの作業開始前点検（安衛則第151条の25）	1
車両系建設機械の作業計画（安衛則第155条）	1
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	1
アタッチメントの重量の表示等（安衛則第166条の4）	1
車両系建設機械の定期自主検査（安衛則第167条）	1
車両系建設機械の作業開始前点検（安衛則第170条）	1
車両系建設機械の補修等（安衛則第171条）	1
溶接棒ホルダー（安衛則第331条）	1
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第519条、第563条）	3
法令等の周知方法（安衛則第98条の2）	1
移動式クレーン検査証の備付（クレーン則第63条）	2
運転席からの離脱の禁止（クレーン則第75条）	1
有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）	2
線量測定結果の確認・記録（電離則第9条）	1

＜表1-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第66条の4）	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	16
電離健康診断の結果の記録（電離則第57条）	7
電離健康診断結果の報告（電離則第58条）	16

＜表1-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第15条）	33
定期賃金の支払（労基法第24条）	19
休業手当の支払（労基法第26条）	3
時間外労働（労基法第32条）	36
割増賃金の支払（労基法第37条）	84
年次有給休暇（労基法第39条）	1
就業規則の作成・届出（労基法第89条）	64
法令等の周知義務（労基法第106条）	3
労働者名簿（労基法第107条）	9
賃金台帳の調製（労基法第108条）	53
年休管理簿の作成（労基則第24条の7）	1

＜表1-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第29条）	21
注文者の講ずべき措置（安衛法第31条、安衛則第655条）	1

※1 「表1-1」「表1-2」「表1-3」「表1-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、上記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（平成 31 年、令和元年）

＜表 2 - 1＞ 現場における安全衛生関係の措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	1
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	1
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	1
安全通路（安衛則第 540 条）	1
クレーンの月次点検（クレーン則第 35 条）	1
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	1
作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	1
事前調査（石綿則第 3 条）	2
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	3
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第 6 条）	6
作業場所の事前調査（除染電離則第 7 条）	11
調査結果の労働者への明示（除染電離則第 7 条）	5
作業の届出（除染電離則第 10 条）	1
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	1

＜表 2 - 2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	4
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	4
電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	2
電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	1
電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	15

＜表 2 - 3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第 15 条）	5
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	13
休業手当の支払（労基法第 26 条）	2
時間外労働（労基法第 32 条）	21
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	16
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	16
寄宿舍規則の届出（労基法第 95 条）	2
寄宿舍の設置等の届出（労基法第 96 条）	2
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	1
労働者名簿（労基法第 107 条）	4
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	21

＜表 2 - 4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	19

※2 「表 2 - 1」「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、上記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬（平成 31 年、令和元年）

<表 3 - 1> 現場における安全衛生関係の措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系荷役運搬機械の作業計画（安衛則第 151 条の 3）	1
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	3
運転位置から離れる場合の措置（安衛則第 151 条の 11、160 条）	3
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1
車両系建設機械やフォークリフトの定期自主検査（安衛則第 151 条の 22、第 168 条）	2
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	4
安全装置等の有効保持（安衛則第 28 条）	1
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	4
はい作業主任者の職務（安衛則第 429 条）	1
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条）	1
安全通路（安衛則第 540 条）	1
通路（はしご道）（安衛則第 556 条）	1
作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	4
就業制限（移動式クレーン免許）（クレーン則第 68 条）	1
過負荷の制限（クレーン則第 69 条）	1
定期自主検査（クレーン則第 77 条）	2
移動式クレーンの作業開始前の点検（クレーン則第 78 条）	1
簡易リフトの作業開始前の点検（クレーン則第 218 条）	1
玉掛用具の作業開始前の点検（クレーン則第 220 条）	1
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	2
作業場所の事前調査の実施（除染電離則第 7 条）	1
調査結果の労働者への明示（除染電離則第 7 条）	3
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	2

<表 3 - 2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全管理者の選任（安衛法第 11 条）	1
衛生管理者の選任（安衛法第 12 条）	1
産業医の選任（安衛法第 13 条）	1
安全委員会（安衛法第 17 条）	1
衛生委員会（安衛法第 18 条）	1
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	8
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	3
健康診断結果の報告（安衛則第 52 条）	1
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	1
除染電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	1
除染電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	2
除染電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	3
線量の測定結果の確認、記録（除染電離則第 25 条の 5）	2

<表 3 - 3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第 15 条）	18
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	21
休業手当の支払（労基法第 26 条）	3
時間外労働（労基法第 32 条）	32
変形労働時間制の協定届（労基法第 32 条の 2、第 32 条の 4）	2
休憩（労基法第 34 条）	13
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	49
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	41
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	1
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条）	1
労働者名簿（労基法第 107 条）	5
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	44
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	3
貨物自動車の 4 時間を超える連続運転時間等（改善基準告示第 4 条）	11

<表 3 - 4> 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	19
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条）	1

※ 3 「表 3 - 1」「表 3 - 2」「表 3 - 3」「表 3 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、上記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

#### 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（平成 31 年、令和元年）

＜表 4 - 1＞ 現場における安全衛生関係の措置義務に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
補修等（安衛則第 151 条の 26）	1
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	1
車両兼建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1
車両系建設機械の作業開始前点検（安衛則第 170 条）	1
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条）	1
最大積載荷重（安衛則第 562 条）	1
法令等の周知方法（安衛則第 98 条の 2）	1
有機溶剤に係る掲示（有機則第 24 条）	1
有機溶剤等の区分の表示（有機則第 25 条）	1
有機溶剤の貯蔵（有機則第 35 条）	1
特定化学物質の貯蔵容器（特化則第 25 条）	1
特定化学物質についての掲示（特化則第 38 条の 3）	1

＜表 4 - 2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	12
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	8
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	18
除染電離健康診断の実施（除染電離則第 21 条）	4
除染電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	9

＜表 4 - 3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第 15 条）	11
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	14
休業手当の支払（労基法第 26 条）	1
時間外労働（労基法第 32 条）	25
休憩（労基法第 34 条）	1
休日（労基法第 35 条）	1
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	2
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	38
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	32
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	2
労働者名簿（労基法第 107 条）	10
賃金台帳の調製（労基法 108 条）	17

＜表 4 - 4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	9
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条、安衛則第 635 条）	1
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 655 条）	1

※4 「表 4 - 1」「表 4 - 2」「表 4 - 3」「表 4 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、上記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

## 1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成27年～令和元年）

表1-1 監督実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成27年～令和元年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年1月～ 令和元年12月
監督実施事業場数	309	348	336	290	325
労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数	167	160	129	154	188
違反率（%）	54.0%	46.0%	38.4%	53.1%	57.8%
電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数に占める割合	8(2.6%)	7(2.0%)	14(4.2%)	18(6.2%)	22(6.8%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数に占める割合	30(9.7%)	15(4.3%)	9(2.7%)	17(5.9%)	16(5.0%)
健康管理関係の違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数に占める割合	3(1.0%)	3(0.9%)	14(4.2%)	26(9.0%)	37(11.4%)
労務管理関係違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数に占める割合	122(39.5%)	132(37.9%)	106(31.5%)	130(44.8%)	148(45.5%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数に占める割合	22(7.1%)	11(3.2%)	11(3.3%)	12(4.1%)	22(6.8%)

※1 「電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数」とは一致しない。

表1-2 現場における安全衛生関係の措置義務に係る違反別事業場数の推移（平成27年～令和元年）

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年1月～ 令和元年12月
車両系建設機械の作業安全（安衛則第158条）	3	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	1	0	0	0	1
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第151条の24、第167条、第169条の2）	5	2	2	0	1
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第519条、第552条、第563条）	7	2	0	0	3
被ばく線量の測定（電離則第8条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第9条）	5	0	1	8	1
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第38条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第39条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第41条の2）	0	4	0	0	0
その他	12	13	12	24	12

表1-3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成27年～令和元年）

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年1月～ 令和元年12月
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第66条の4）	0	0	0	0	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	—	—	—	—	16
電離健康診断の実施（電離則第56条）	1	1	0	3	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第57条）	0	0	0	5	7
電離健康診断結果の報告（電離則第58条）	2	2	13	13	16



**表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 27 年～令和元年）**

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 1 月 ～ 令和元年 12 月
労働条件の明示（労基法第 15 条）	39	38	23	47	33
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	22	18	14	31	19
休業手当の支払（労基法第 26 条）	8	1	0	1	3
時間外労働（労基法第 32 条）	28	23	15	20	36
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	89	67	61	50	84
年次有給休暇（労基法第 39 条）	0	0	2	1	1
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	5	10	23	36	64
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	15	0	1	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	0	17	0	1	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	2	1	1	4	3
労働者名簿（労基法第 107 条）	4	4	5	8	9
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	42	40	22	45	53
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	-	-	-	-	1
その他	7	3	7	6	0

**表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数の推移（平成 27 年～令和元年）**

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 1 月 ～ 令和元年 12 月
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	20	11	11	12	21
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	6	1	0	0	1

※ 1 (2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

## 2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成27年～令和元年）

表2-1 監督実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成27年～令和元年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年1月～ 令和元年12月
監督実施事業場数	1,299	1,020	274	267	131
労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数	839	586	121	164	90
違反率（％）	64.6%	57.5%	44.2%	61.4%	68.7%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	336(25.9%)	255(25.0%)	38(13.9%)	44(16.5%)	42(32.1%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	318(24.5%)	184(18.0%)	50(18.2%)	41(15.4%)	32(24.4%)
健康管理関係の違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	134(10.3%)	121(11.9%)	10(3.6%)	24(9.0%)	18(13.7%)
労務管理関係違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	329(25.3%)	247(24.2%)	38(13.9%)	88(33.0%)	40(30.5%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合	183(14.1%)	111(10.9%)	24(8.8%)	28(10.5%)	19(14.5%)

※2 上記の平成31年1月～令和元年12月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬」を行う事業場は含まれていない。

※2(2) 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数」とは一致しない。

表2-2 現場における安全衛生関係の措置義務に係る違反別事業場数の推移（平成27年～令和元年）

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年1月～ 令和元年12月
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第18条）	0	2	0	2	0
車両系建設機械の作業計画（安衛則第155条）	11	8	9	0	1
車両系建設機械の作業安全（安衛則第158条）	7	5	0	2	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	12	5	1	3	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第151条の24、 第167条、第169条の2）	12	8	2	1	0
火気使用場所の火災防止（安衛則第291条）	0	0	0	0	1
はい作業主任者の選任（安衛法第14条、安衛則第428条）	0	0	0	0	1
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第519条、第552条、第563条）	19	6	0	1	0
安全通路（安衛則第540条）	4	4	0	0	1
クレーンの月次点検（クレーン則第35条）	0	0	0	0	1
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第36条）	0	0	0	0	1
作業方法等の決定等（クレーン則第66条の2）	0	0	5	0	1
事前調査（石綿則第3条）	0	0	0	2	2
外部被ばく線量の測定（除染電離則第5条）	92	44	10	4	3
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第6条）	0	2	1	2	6
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第7条）	122	101	20	21	16
作業の指揮者（除染電離則第9条）	24	13	0	3	0
作業の届出（除染電離則第10条）	0	0	0	0	1
退出者の汚染検査（除染電離則第14条）	18	4	2	7	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第15条）	15	0	1	1	0
有効な保護具の使用（除染電離則第16条）	47	17	9	3	1
その他	206	40	19	16	0

**表 2 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 27 年～令和元年）**

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 1 月 ～ 令和元年 12 月
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	4	0	0	4
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	—	—	—	—	4
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	6	1	0	1	0
電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	18	4	0	0	0
電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	0	1	0	2	2
電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	1	0	0	1
電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	87	107	9	21	15
その他	0	7	1	2	0

**表 2 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 27 年～令和元年）**

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 1 月 ～ 令和元年 12 月
労働条件の明示（労基法第 15 条）	102	46	4	18	5
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	56	36	3	23	13
休業手当の支払（労基法第 26 条）	4	1	0	1	2
時間外労働（労基法第 32 条）	93	77	12	23	21
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	219	159	23	36	16
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	52	23	5	22	16
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	0	9	0	2	2
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条）	0	9	0	2	2
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	0	0	5	1
労働者名簿（労基法第 107 条）	36	29	1	5	4
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	90	86	11	38	21
その他	39	10	2	2	0

**表 2 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に係る違反別事業場数の推移（平成27年～令和元年）**

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 1 月 ～ 令和元年 12 月
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	182	108	29	26	19
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	1	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	13	5	0	2	0

※2(3) 「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」「表 2 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

### 3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬

表3 監督実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和元年12月）

		平成31年1月～令和元年12月
監督実施事業場数		207
労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数		138
違反率（%）		66.7%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		15(7.2%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		28(13.5%)
健康管理関係の違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		20(9.7%)
労務管理関係違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		84(40.6%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		20(9.7%)

※3 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数」とは一致しない。

### 4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

表4 監督実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和元年12月）

		平成31年1月～令和元年12月
監督実施事業場数		139
労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数		92
違反率（%）		66.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		31(22.3%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		7(5.0%)
健康管理関係の違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		32(23.0%)
労務管理関係違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		56(40.3%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 （ ）内は監督実施事業場数件数に占める割合		10(7.2%)

※4 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働安全衛生法令又は労働基準法等の違反事業場数」とは一致しない。

### 5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成27年～令和元年）

年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年1月～令和元年12月	
	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	649	650	500	520	157	117	149	118	288	50
違反事業場数	341	498	204	382	50	71	85	79	197	31
違反率（%）	52.5%	76.6%	40.8%	73.5%	31.8%	60.7%	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%

※5 平成31年1月～令和元年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含んでいる。

## **6 福島労働局における監督指導の他の取組（平成31年、令和元年）**

（1）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元方事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 廃炉作業に従事する事業場に対する法令遵守講習会を開催（9月3日及び4日にのべ3回）
- ・ 「廃炉・汚染水対策現地調整会議」に出席（1月、3月、6月、9月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（2月、6月、10月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（9月）

（2）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 福島県除染担当職員に対し、除染電離則等の説明会を実施（4月）
- ・ 平成31年度第1回県市町村専門研修会において除染電離則等を説明（4月）
- ・ 発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会とのパトロールの実施（6月2回、9月1回、10月2回、11月3回、12月2回）
- ・ 福島地方環境事務所、福島県との合同パトロールの実施（7月1回、8月2回）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の総会（7月）及び講話会（9月、11月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（6月）